

第8回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年1月26日（金曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第15号 農用地利用調整関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 5 | 報告第16号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 6 | 報告第17号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 報告第18号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について | 1件 |
| 第 8 | 議案第31号 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 議案第32号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第10 | 議案第33号 農用地の買入協議に係る要請について | 2件 |
| 第11 | 議案第34号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 6件 |

○出席委員（10名）

2番 澁谷 洋 君	3番 大泉 義明 君	7番 森田 享子 君
8番 舟山 珠代 君	9番 津野 齊 君	10番 甲斐やす子 君
11番 笛木 眞一 君	12番 山本 政弘 君	13番 熊谷 英二 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

●番 ●●●● 君

○欠席委員（6名）

1番 平山 正志 君	4番 小野寺典男 君	5番 佐藤 松喜 君
6番 渡邊 裕義 君	14番 嶋中 勝 君	15番 遠藤 聡 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 和田 千春 君	農地係長 青島 雅明 君
主任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第8回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は10名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前 9時45分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

2番・澁谷君 3番・大泉君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第8回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第15号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第15号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第15号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 53.9h a

指名年月日 令和6年1月15日

申出の種類 賃貸借。

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第15号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第16号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第16号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第16号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 佐藤松喜委員

あっせん委員 平山委員、笛木委員、熊谷委員

報告年月日 令和5年11月6日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、●●●●が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸

付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字虹別原野 4 1 2 - 1

現況地目 畑

面積 32,802㎡外 4 筆、合計面積は120,692㎡

価格 7,798,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん

続きまして、

土地の所在 字虹別原野 4 1 9 - 1

現況地目 畑

面積 39,172㎡

価格 2,203,000円

一時貸付予定者は、●●●●さん

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5 番・佐藤松喜君。

○5 番（佐藤松喜君） 5 番、佐藤です。

報告第16号、番号1について報告いたします。

令和5年10月4日に平山委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年11月6日に平山委員、笛木委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で虹別地域振興会 虹楽夢において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、5 番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 津野委員

あっせん委員 小野寺委員、山本委員、遠藤委員

報告年月日 令和6年1月9日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字塘路277-2

現況地目 畑

面積 5,561㎡外9筆、合計面積は347,494㎡

価格 13,108,000円

一時貸付予定者は、●●●●、●●●●さん

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります津野委員より報告となっておりますが、本日欠席しておりますので、事務局より代理報告といたします。

報告第16号、番号2について報告いたします。

令和5年11月10日に小野寺委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年1月9日に小野寺委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、9番、津野君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第16号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第17号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第17号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第17号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●さん

あっせん委員長 大泉委員

あっせん委員 平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員

報告年月日 令和6年1月17日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上多和64-4

現況地目、畑

面積、13,150㎡外15筆、合計面積は538,974㎡。

年間賃貸料 405,940円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間 公告の日から令和10年1月30日

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

報告第17号、番号1について報告いたします。

あっせん委員に平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私が指名されましたので令和6年1月17日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、あっせんにあたられました、3番、大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第17号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第18号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。報告第18号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第18号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり1件となっております。

なお、この案件につきましては携帯電話の通信設備を建設するもので、農地法施行規則第53条14号により、農地転用の許可が不要となっております。

番号1。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字ヌマオロ原野基線165-2の内。

地目、登記簿、現況、ともに畑。

面積、15㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、通信用アンテナの設置。

期間、永久となっております。

番号1につきましては、現地調査にあたりました澁谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷 洋君） 2番、澁谷です。

報告第18号、番号1について報告いたします。

1月16日に舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料1ページから11ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は●●●●さんで貸主の●●●●さんの土地に電気通信基地局設備の設置を目的とする

ものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で説明を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました、2番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第18号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第31号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第31号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第31号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字西熊牛原野西2線59-14

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積、2,057㎡外2筆、合計面積は19,350㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

調査年月日、令和6年1月16日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番、嶋中です。

議案第31号、番号1について報告いたします。

令和6年1月16日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡次長と現地調査をしてまいりました。

資料の12ページから14ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地、山林となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番、嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第31号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第32号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第32号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第32号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

区分、除外。

地番、字ヌマオロ原野基線165-2の内

現況地目、畑。

面積、8,258㎡の内15㎡。

事業主体、東京都新宿区西新宿2丁目3番2号、KDDI株式会社。

事業開始は許可後。

事業の規模等はコンクリート柱。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷 洋君） 2番、澁谷です。

議案第32号、番号1について報告いたします。

令和6年1月16日に舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の1ページから11ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から通信用アンテナの設置をしたいと確認をとっております。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第32号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第33号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第33号、農用地の買入協議に係る要請について、内容2件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第33号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり2件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和5年8月29日。

土地の所在、字虹別原野412-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積32,802㎡外5筆、合計面積は159,864㎡。

続きまして、

番号2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和5年11月6日。

土地の所在、字塘路277-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積5,561㎡外9筆、合計面積は347,494㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第33号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第34号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第34号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容6件を議題といたします。

お諮りいたします。

次の議事となります。議案第34号、番号1及び番号2につきましては、議長の私が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、審議開始から終了まで退席いたします。

議長につきましては、年長者である笛木委員に委ねたいと思います。

よろしいでしょうか。

○出席委員全員（11名） 異議なし。

○会長（佐藤徳市君） それでは、議案第34号、番号1及び番号2の審議終了後に入室、着席いたします。

笛木委員をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○11番（笛木眞一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番（笛木眞一君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○11番（笛木眞一君） 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第34号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり6件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ242-13。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、74,414㎡外14筆、合計面積は520,570㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和6年1月31日。

対価の支払期限、令和6年3月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、20,253,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ242-94。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、22,589㎡。

価格、917,000円。

なお、番号1から番号2はあっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。以上です。

○11番（笹木眞一君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○11番（笹木眞一君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番（笹木眞一君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○11番（笹木眞一君） 佐藤会長に申し上げます。

議案第34号、番号1から番号2まで内容2件については、原案可決されたことを報告いたします。

ここで議長の交代をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○会長（佐藤徳市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、議案第34号、番号1から番号2まで内容2件は原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和64-4。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、13,150㎡外15筆、合計面積538,974㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年1月31日から令和10年11月30日。

土地の引渡時期、令和6年1月31日。

金額、年間405,940円。

支払い方法は毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶715-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、81,271㎡外2筆、合計面積は156,312㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年1月31日から令和16年1月30日。

土地の引渡時期、令和6年1月31日。

金額は年間334,358円。

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別449-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積53,909㎡。

金額、年間172,508円。

なお、番号4から番号5については平山委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第34号、番号4から番号5について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、1月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番、平山君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで、内容2件については原案可決されました。

続いて番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶625-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、64,665㎡外64筆、合計面積は1,800,539.64㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び施設用地。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和6年1月31日から令和26年1月30日。

土地の引渡時期、令和6年1月31日。

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号6については平山委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第34号、番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、1月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・平山君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第34号、内容6件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤徳市君) これをもちまして、第8回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

第8回標茶町農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時26分閉会)